

原子燃料工業株式会社  
熊取事業所  
平成29年度第4回保安検査報告書

平成30年5月  
原子力規制委員会

## 目次

1. 実施概要 .....	1
(1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照) .....	1
(2) 保安検査実施者 .....	1
2. 保安検査内容 .....	1
3. 保安検査結果 .....	1
(1) 総合評価 .....	1
(2) 検査結果 .....	1
(3) 違反事項 .....	7
4. 特記事項 .....	8

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照)

#### ①基本検査実施期間

自 平成30年2月27日(火)

至 平成30年3月2日(金)

#### ②追加検査実施期間

自 平成30年2月27日(木)

至 平成30年3月2日(金)

### (2) 保安検査実施者

熊取原子力規制事務所

原子力保安検査官 中村 博英

原子力保安検査官 古井 和平

原子力保安検査官 佐田 晋

原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門

原子力保安検査官 河原崎 遼

## 2. 保安検査内容

今回の保安検査においては、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取についても保安検査として実施した。

### (1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

①ウラン粉末漏えい事象への対策及び改善状況

②異常・非常時に対する措置の実施状況

③保安規定の改定に伴う対応状況

### (2) 追加検査項目

○保安規定違反及びその他指摘事項に対する改善の実施状況

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては「ウラン粉末漏えい事象への対策及び改善状況」、「異常・非常時に対する措置の実施状況」及び「保安規定の改定に伴う対応状況」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。また、追加検査項目として「保安規定違反及びその他指摘事項に対する改善の実施状況」を検査した。

「ウラン粉末漏えい事象への対策及び改善状況」については、平成29年8月10日に発生したウラン粉末混合機におけるウラン粉末漏えい事象を受けて、平成29年11月8日に原子力規制委員会に報告された「ウラン粉末漏えいに係る評価及び今後の対応について」に示されたウラン粉末混合機及び加工施設全般への対策の実施状況について確認した。

上記の報告を受けた対策として、事業者は「第2加工棟における酸化ウラン粉末の漏えいに係る法令報告(原因と対策)に基づく対策計画書」を策定(平成29年11月15日発効)し、逐次進捗状況を反映の上、核燃料安全委員会で内容を審議していることを確認した。また、保安教育においては、本件を踏まえた教育を実施していること、熊取事業所長は、安全確保を最優先とする方針の下、所員全員へ講話を行うなど、本件を踏まえた改善を浸透させるための活動を行っていることを確認した。

ウラン粉末漏えい事象の直接的な原因となった、粉末投入機背面カバーの撤去に係る工事については、必要な点検や保守管理方法の見直し等を行い、使用前検査に合格した後、平成30年2月から操業を再開していることを確認した。操業再開に当たっては、工程の開始前に、閉じ込め機能を有するフードのパッキン等について健全性確認等の点検を実施し、安全が確保されていることを確認していることを確認した。以上のことから、ウラン粉末混合機の運転再開に当たっての対策については、完了していることを確認した。

本事象を受けて、加工施設全般への対策とした事項として今後確認が必要な主な事項は以下の点である。

安全機能を有する全ての設備の保全計画が、要求される安全機能を維持する為に、設備の構造及び経年劣化を踏まえたものとなっていることを確認し、問題が確認された場合に必要な改善を実施することについては、各設備の安全機能一覧を示し、今後主管部において点検項目との整合性を確認するとしていることを確認した。また、設計管理部門において保全計画との整合性を確認し、不十分な場合には点検要領、保全計画を今年度3月末までに改定する予定であることを確認した。安全確保最優先の保安活動を行うと共に、その継続的な改善に努めることについては、今年2月20日に、保安品質方針に基づく重点項目が改定され、「安全第一」の意識の再徹底などが制定されていることを確認した。今後この方針に基づき活動されていくので、その活動を今後継続して確認する予定である。

「異常・非常時に対する措置の実施状況」については、異常時、非常時の措置及び初期消火活動について、保安規定の遵守状況を確認した。一昨年通報遅れ事象が発生したことを受け第1報(FAX)は事象発生から20分以内に送信出来る様に、担当部長から所長、核燃料取扱主任者及び関係部長等への通報訓練、並びに緊急対策本部情報係による社外通報連絡訓練を2ヶ月に一回の頻度で実施していることを、「教育訓練実施記録(通報状況訓練及び異常時対応訓練)」で確認した。また、夜間・休日にも対応可能な様に訓練を実施していることを「2017年度熊取事業所夜間・休日訓練概要」で確認した。さらに、個別異常事象に対する対応能力向上を図るため、今年度は、2017年6月に放射性廃棄物ドラム缶からの漏えい事象に対する訓練を行っていることを、「教育訓練実施記録」により確認した。

「保安規定の改定に伴う対応状況」については、ウラン粉末漏えい事象を受けて、設計から保守管理へ必要な情報伝達される様、その管理方法について保安規定が変更されたことから、その設計管理要領及び保守管理要領の見直し状況について確認した。また、この変更に基づき、ウラン漏えい事象の発生したウラン粉末混合機の設計変更が実施されていることを確認した。なお、調達管理及び設計・開発管理に当たって、施設定期自主検査において留意すべき事項を抽出することとしているが、そのプロセスについて記載が無かったことから、その記載を追加する様求めた。

保安規定違反及びその他指摘事項に対する改善の実施状況については、「工事計画の策定に係わる不適切な審査」に対する根本原因分析実施の途中経過について報告があった。「通報遅れ」及び「ウラン粉末漏えい事象」に対する根本原因分析を4月末までに行うこととしていることから、次回保安検査にて、その実施状況を確認することとする。

ウラン粉末が長期間仮置き状態となっていた件については、加工施設の貯蔵等に係る事項である保安規定第70条(核燃料物質の貯蔵)の履行が十分でないことから、核燃料物質の搬入に当たっては、トラブル事象などの不測事態も考慮した上で、核燃料物質受入れに係る調達及び工程管理を行い、貯蔵場所の確保をすることを指導した件について、今年6月までのウラン粉末の発注計画について確認した結果、毎月1回程度のウラン粉末の発注計画を確認し海外を出荷する段階で、出荷するウラン量を含めても東海、熊取を合わせた貯蔵量以内になるような発注計画としていることを「貯蔵可能量に対する貯蔵量の推移」により確認した。また、ウラン粉末が長期間仮置き状態となっている期間においては、貯蔵施設と同様に、留意事項の掲示、立ち入り者への指示、臨界管理等を行っているものの、輸送物を仮置きしている状態の当該室に対する放射線管理上必要な確認等について、現状を考慮した検討を行っていないことが確認された。このことから、輸送物が仮置きされていること等の施設の現状を踏まえ、安全確保を最優先とする観点から必要な措置を検討し、さらなる改善を図るよう指摘した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は概ね良好なものであったと判断する。

## (2) 検査結果

### 1) 基本検査結果

#### ① ウラン粉末漏えい事象への対策及び改善状況

平成29年8月10日に発生したウラン粉末混合機におけるウラン粉末漏えい事象を受けて、平成29年11月8日に原子力規制委員会に報告された「ウラン粉末漏えいに係る評価及び今後の対応について」に示されたウラン粉末混合機及び加工施設全般への対策の実施状況について確認した。

上記の報告を受けた対策として、事業者は「第2加工棟における酸化ウラン粉末の漏えいに係る法令報告(原因と対策)に基づく対策計画書」を策定し(平成29年11月15日発効)、逐次進捗状況を反映の上、核燃料安全委員会で審議していることを確認した。

ウラン粉末漏えいが発生したウラン粉末混合機への対策の実施状況について以下に示す。

背面カバーを撤去し、フレキシブル継ぎ手等を用いて投入ガイドと粉末混合機を接合し、ウラン粉末を閉じ込める対策として漏えいのない構造にするためにベローズが採用されたことを構造図で確認した。また、スモークテストを行い、ウラン漏えいが発生しないことを確認していることを作業完了届け出書にて確認した。

設備の構造及び劣化状況を確認した上で新たな保全計画を策定し必要な点検、補修などを実施することについては、設備管理部は、点検要領及び保全計画の作成に必要な情報を、設計報告書「粉末機—粉末混合機接続部の設計及び改造」に記載していることを確認した。その内容としては、内筒の下部からベローズ内面へ粉末が移行することから定期的に清掃すること、ベローズが密封境界となるが振動による疲労耐性の問題があることから点検によりクラックや変形がないことを点検すること、フード・パッキンの定期的点検を行い計画的に交換することを保全計画に反映すること等の事項があげられていることを確認した。これを受けて、ベローズについて疲労限界を考慮して、ベローズのウラン粉末滞留防止用のパイプレータの使用時間を制限する様、操作要領を見直す他、設備点検（閉じ込め機能）チェックシートにて、ベローズと内筒の隙間についてウラン滞留の可能性があることから1年に一回ファイバースコープを用いた点検を行うこと、ベローズの取り付けボルトの緩みを2年に一回点検し、劣化がある場合は処置・対策を行うとしていることを確認した。

非密封のウラン粉末を取り扱う設備で、保守管理において直接目視が困難な部位のある設備は、点検頻度を含めて点検要領を定めることについては、「加工施設の閉じ込め機能の点検要領」を新たに制定し、目視点検が困難な部位については、当該部位の周辺で粉末の堆積、漏えいがないことを確認することとしている。また、ベローズと内筒の隙間で目視出来ない部位については、上記に示す様にファイバースコープを使用し点検する旨点検要領「設備点検チェックシート(粉末投入機)」に定められていることを確認した。

ロードセル交換時の準備作業で考慮すべき事項については作業計画において検討することし、準備作業の担当者と作業計画の主幹部門間で協議し、加工施設の安全機能を確保するために必要な対策を作業計画及び標準作業要領に反映する仕組みを構築することについては、作業着手前に作業責任者が安全上留意すべき事項（設備、周辺環境及び核燃料物質の状態及び変更点など）の確認をすることについて作業標準「放射線管理業務」に反映され運用されていることを確認した。

また、本事象を受けて、加工施設全般への対策としては下記のとおり対応していることを確認した。

安全機能を有する全ての設備の保全計画が、要求される安全機能を維持する為に、設備の構造及び経年劣化を踏まえたものとなっていることを確認し、同様の問題が確認された場合に必要な改善を実施することについては、各設備の安全機能一覧を示し、主管

部において点検項目との整合性を確認し、また設計管理部門において保全計画との整合性を確認し、不十分な場合には点検要領、保全計画を今年度3月末までに改定する予定であることを確認した。なお、閉じ込め機能を有する設備については、「加工施設の閉じ込め機能の点検要領」を作成し、各施設のボルト部など点検箇所とウラン滞留箇所に対する点検場所、点検内容を記載する「設備点検シート」を作成していることを確認した。

設備の設計・改造時に設備の構造及び経年劣化を踏まえて、保全計画に反映することについては、設計情報から保守管理への繋がりを確実にするために保安規定を改定していることから、保安規定変更の中で確認し下位規定（「設計管理基準」等）に反映されていることを確認した。

酸化ウラン粉末の漏えい事象発生時には、作業環境の状態を問わず発見者及び当該区域にいた作業者の退避、汚染測定、鼻スミヤの採取などを確実に実施する手順を定めることによりきめ細かな放射線業務従事者の被ばく管理を徹底することについて、以下のとおり確認した。作業者の退避については、今年1月に実施された保安教育繰り返し教育において、非常時の行動要領として、直ちに作業を中止し安全を確保出来る最短距離の出口より退避する旨、教育されていることを確認した。また、汚染測定、鼻スミヤの採取などについては「身体汚染及び内部被ばく線量の測定・評価方法」及び「第2加工棟の第1種管理区域内でのウラン飛散・漏えい量の評価方法」を定め、1月17日より適用開始していることを確認した。

安全確保最優先の保安活動を行うと共に、その継続的な改善に努めることについては、ウラン漏えい事象が発生した以降、昨年8月21日に所長より、臨時全体朝礼にて事象の説明がされると共に、毎月所長講話によりトラブル事例を基に安全活動の基本などについて講話されていること、昨年10月には、社長より熊取事業所において、安全についての講話がされていることを資料により確認した。

熊取事業所長については、加工事業に係る所員全員に対する講話を平成17年10月より毎月行っていること、また、所員全員に対する保安教育において、本件を踏まえた教育を実施していることを「保安教育テキスト」により確認した。

ウラン粉末漏えい事象の直接的な原因となった、粉末投入機背面カバーの撤去に係る工事については、必要な点検や保守管理方法の見直し等を行い、平成30年2月の使用前検査合格後、同月から操業を再開していることを確認した。操業再開に当たっては、工程の開始前に、閉じ込め機能を有するフードのパッキン等について、閉じ込め機能が確保されているかの観点から確認を行っていること、また、特に確認を有する事項として粉末投入機の健全性確認等の点検項目に対する点検を実施し、安全が確保されていることを確認していることを「作業条件指示書（K6ライン粉末投入機および粉末混合機改造工事後の設備動作確認について）」等で確認した。

また、今年2月20日には、保安品質方針に基づく重点項目が改定され、「安全第一」の意識の再徹底などが制定されていることを確認した。今後この方針に基づく活動がされていくのでその活動を継続して確認する予定である。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

## ② 異常、非常時の措置の実施状況

異常時、非常時の措置及び初期消火活動について、保安規定の遵守状況を確認した。

異常時の措置として、「異常時の措置基準」に従い保安上管理を必要とする設備及び操作上の留意を必要とする設備として保安規定に定める設備が、インターロックにより自動的に作動すべきであるにも係わらず正常な動作をしない場合は、直ちに手動により作動する標準を定め操作員に周知するとしている。この点について焼結炉の過加熱防止インターロックについて以下のとおり確認した。

過加熱防止インターロックが作動しない場合、対応操作としてビーム搬送及び温度調節切り替えを自動から手動にすること、ヒーターのスイッチを「切」にし、供給ガスが「窒素」に切り替わること、温度が下がらない場合、制御盤のブレーカーを全部切ることを作業手順書「焼結炉トラブル時の処置方法」により確認した。また、操作員への周知はOJT実施報告書「焼結炉トラブル対処方法」にて実施されていることを確認した。

火災、爆発、負傷事故などにより非常時を含めた事象毎に応急措置の実施事項とその担当者を「個別異常・非常事象の応急措置基準」において定め明確にしていることを確認した。個別異常事象に対する対応能力向上を図るため、今年度は、放射性廃棄物ドラム缶からの漏えい事象に対する訓練を2017年6月に行っていることを、「2017年度環境安全部状況連絡訓練シナリオ(第2廃棄物貯蔵棟前一時管理区域において詳細外観点検時に放射性廃棄物ドラム缶からの廃油の漏えいを発見した時の対応)」により確認した。

また、ウラン漏えい事象時の初期対応の改善を図るため、人員に汚染が及ぶ恐れのある事象発生時の対応として、被災者の退避、負傷、汚染、及び内部被ばくの恐れがある場合の対応、第1種管理区域外へ搬出する時の対応、現場保存及び測定要領が見直されたことを確認した。

この基準に基づき、一昨年通報遅れ事象が発生したことを受け、第1報(FAX)は事象発生から20分以内の送信を目標に、担当部長から所長、核燃料取扱主任者及び関係部長等への通報訓練、並びに緊急対策本部情報係による社外通報連絡訓練を2ヶ月に一回の頻度で実施していることを、「教育訓練実施記録(通報状況訓練及び異常時対応訓練)」により確認した。さらに、夜間・休日にも対応可能な様に訓練を実施していることを「2017年度熊取事業所夜間・休日訓練概要」で確認した。

非常時の措置として、緊急対策組織は、本部長以下12個班及びその業務内容について定められていること、代行については副所長以下6人の順位の定めがあることを「非常



時の措置基準」により確認した。緊急事態対策本部に必要な要員及びその連絡については、「熊取事業所緊急対策本部及び防護隊」及び「異常時・非常時における関係連絡先一覧」が「非常時の措置基準に係わる詳細資料」に定められ、事業所内ホームページにて「緊急対策本部及び防護隊一覧表」として氏名通知されていることを聴取及び現場において確認した。

非常用機材については「非常用機材点検要領」により「非常用機材及び点検管理表」に設備機材の設置場所、点検頻度、管理責任者、品名及び数量が定められ、その点検については「非常用機材点検表」、「通信連絡用機材」及び「携帯型無線点検表」により点検・管理されていることを確認した。

初期消火活動については、消防吏員への通報者と初期消火に伴う諸活動を行う者と合わせて2名を工場操業停止時も含めて常時配置するものとし、指揮者、可搬消防ポンプ操作者を合わせて6名で対応する旨「火災発生時における初期消火対応要領」に定められ、保安規定に定める所内常駐2名及び初期消火活動を行う要員5名以上が確保されていることを、「休日昼勤及び夜勤体制一覧表」(2018年2月28日)により確認した。速やかに参集できる体制として、事業所近辺として徒歩30分以内の参集を目安に居住する者を選定するとともに、緊急連絡システムにより携帯電話に対して参集連絡を実施することを現場の機材確認及び聴取により確認した。火災発生を消防吏員に確実に通報するために、保安棟に専用通信設備を設置し、使用可能であることを、「通信連絡用機材」点検表及び現場にて確認した。

消火活動に必要な資機材として可搬消防ポンプ、泡消火剤及び初期消火に必要なその他資機材、可搬消防ポンプの点検又は故障時の代用の大型消火器については、「非常用機材点検要領」にしたがって管理、点検されていることを「非常用機材点検表」「通信連絡用機材」「携帯型無線点検表」の点検記録により確認した。

初期消火活動並びに非常事態に対処するための訓練計画は、その計画に対して緊急(参集)システムの参集範囲及び訓練時期の見直しが適宜核燃料安全委員会で審議され「2017年度 初期消火活動訓練計画・非常時訓練計画」(改定3)に反映されていることを聴取及び核燃料安全委員会議事録により確認した。

「消防訓練」「初期消火機材操作訓練」及び「平成29年度原子力防災訓練」の策定において、核燃料取扱主任者に審査され、かつ核安全委員会で審議されていること、前年度の問題点・改善検討事項が審議されていることを「2016年度初期消火訓練・非常時訓練実績及び業務管理部長評価に基づく2017年度計画」及び「2017年度初期消火活動訓練計画」及び聴取により確認した。今年度の訓練の改善事項については、「平成29年度第1回初期消火訓練」及び「平成29年度原子力防災訓練」において緊急対策本部における所長代行の指揮活動がそれぞれ業務管理部長及び燃料製造部長により実施されたこと、原子力災害対策指針の改正に伴う大津波警報に対する対応人員の選出、災害対策支援拠点の開設を目的とした活動及びTV会議を使用した

ERCとの情報共有については「平成29年度原子力防災訓練」において実施されたことを当該計画書及び聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

### ③ 保安規定の改定に伴う対応状況

保安規定の改定は、ウラン粉末漏えい事象を受けて、設計から保守管理への必要な情報伝達が行われる様管理方法に関する変更がされたことから、その設計管理要領並びに保守管理要領の見直し状況について確認した。

「設計管理基準」では、設計開発に当たっては、当該施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動において留意すべき事項を抽出しており、「設計関連文書作成要領」に規定される設計報告書にて、点検要領及び保守計画作成に必要な情報が追加され、設計会議における検討では、経年劣化に対する性能などがレビューされることとなっていることを確認した。また、保守管理については、設計・開発の結果抽出された留意事項を考慮して保全計画を策定することとし、各部長は保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図ることとしていることを「補修及び改造基準」で確認した。なお、調達管理及び設計・開発管理に当たって、施設定期自主検査において留意すべき事項を抽出することとしているが、そのプロセスについて記載が無かったことから、その記載を追加する様指摘した。

また、この変更に基づき、ウラン漏えい事象の発生したウラン粉末混合機の設計変更が実施されていることを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

## 2) 追加検査項目

### ○保安規定違反及びその他指摘事項に対する改善の実施状況

「工事計画の策定に係わる不適切な審査」に対する根本原因分析(案)について説明があった。本案については、明確にされた問題点を起点として背後要因を論理的に分析し、組織要因を明確にする点などについて検討が不十分な点もあるため、再度見直すこととしている旨、報告があった。さらに、「負圧警報発報時における不適切な対応」及び「ウラン粉末漏えい事象」に対する根本原因分析を4月末までに行うこととしていることから、次回保安検査にて、その実施状況を確認することとする。

ウラン粉末が長期間仮置き状態となっていた件につき、加工施設の貯蔵等に係る事項である保安規定第70条(核燃料物質の貯蔵)の履行が十分でないことから、核燃料物質の搬入に当たっては、トラブル事象などの不測事態も考慮した上で、核燃料物質受入れに係る調達及び工程管理を行い、貯蔵場所の確保をすることと指導した件について、事業者における対応状況を確認した。

今年6月までのウラン粉末の発注計画について確認し、毎月1回程度のウラン粉末の発注計画を確認し海外を出荷する段階で、出荷するウラン量を加えても東海、熊取を合わせた貯蔵量以内になるよう発注をしていることを「貯蔵可能量に対する貯蔵量の推移」により確認した。なお、海外出荷する時点で、貯蔵量を超える事態となった場合には、出荷を停止する予定であることを口頭で確認した。また、ウラン粉末が長期間仮置き状態となっている期間においては、貯蔵施設と同様に、留意事項の掲示、立ち入り者への指示、臨界管理等を行っているものの、輸送物を仮置きしている状態の当該室に対する放射線管理上必要な確認等について、現状を考慮した検討を行っていないことが確認された。このことから、輸送物が仮置きされていること等の施設の現状を踏まえ、安全確保を最優先とする観点から必要な措置を検討し、さらなる改善を図るよう指摘した。なお、本件については、指摘後事業者より、ウラン粉末が長期間仮置き状態となっている期間においては管理を強化することとし、巡視点検にて輸送容器の配置に異常がないこと、輸送物の外観に異常がないこと等を確認することとし、放射線管理上は、指摘を踏まえ、通常の放射線測定に加えて、他地点への影響を確認するため測定点を増やしていることを聴取及び記録で確認した。また、仮置きの部屋に入庫待ちの容器が存在することを表示することとしていることを口頭で確認した。

(3)違反事項

なし。

4. 特記事項

なし

保安検査日程(1/1)

月 日	2月27日(火)	2月28日(水)	3月1日(木)	3月2日(金)
午 前	●初回会議	●検査前会議	●検査前会議	●検査前会議
	●保安活動状況の報告 ●運転管理状況の聴取 ☆保安規定違反及びその他指摘事項に対する改善の実施状況	●運転管理状況の聴取 ○ウラン粉末漏えい事象への対策及び改善状況	◎異常・非常時に対する措置の実施状況	☆保安規定違反及びその他指摘事項 ○ウラン粉末漏えい事象への対策及び改善状況
午 後	☆保安規定違反及びその他指摘事項に対する改善の実施状況	○ウラン粉末漏えい事象への対策及び改善状況 ○保安規定の改定に伴う対応状況	◎異常・非常時に対する措置の実施状況	●運転管理状況の聴取 ●加工施設の巡視
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
勤務時間外				

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

## 保安規定違反（違反）に対する事業者の改善措置状況

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
負圧警報発報時における不適切な対応	第1種管理区域内における負圧警報発報時の対応について、異常時の措置及び社外関係機関への報告を直ちに実施すべきところ、これが実施されていなかった。	・社外関係機関への報告に係る対応手順及び通報・連絡体制について事業所内に周知し、必要な教育・訓練を行うこと。	・通報・連絡体制等について事業所内に周知していること、保安教育資料を改訂するとともに必要な教育・訓練を行っていることを確認した。	済
工事計画の策定に係る不適切な審査	（保安規定の条項） ・第4章第5節（異常時の措置）第36条 ・第12章（記録及び報告）第98条第3項 監視用負圧計配管口出しに係る工事計画等について、核燃料安全委員会で審議すべきところ、これが実施されていなかった。 （保安規定の条項）	・保安規定に基づいた異常時の措置及び通報・連絡に係る措置を確実に実施できる仕組みを構築し、必要な教育・訓練を行うこと。	・通報・連絡に係る措置を確実に実施するため、必要な改善について検討し、異常時の措置基準等を改訂するとともに教育・訓練を実施していることを確認した。	済
		・所長は、核燃料安全委員会に諮問する必要があった7事象について、適切に補修、点検等が実施されたかを確認し、必要な改善を図ること。	・所長は、左記7事象について確認し、違反事項に係る工事計画以外の6事象について、適切に補修、点検等が実施されていることを確認していること、核燃料安全委	済

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章第4節(核燃料取扱主任者の職務) 第19条第1項第9号</li> <li>・第6章第3節(補修) 第63条第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料取扱主任者は、保安規定に定められた核燃料取扱主任者が実施すべき職務を再認識するとともに、職務を誠実に行うこと。</li> <li>・加工施設の工事の計画に係る審査において、核燃料取扱主任者の誤った判断により核燃料安全委員会による審議が行われなかったこと、所長及び担当部長等がその判断を是認していたことから、審査の仕組みを再構築し、必要な改善を図ること。</li> <li>・社長は、所長、核燃料取扱主任者、担当部長等が保安規定の認識不足により当</li> </ul>	<p>員会への審議プロセスに係る必要な改善を実施していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料取扱主任者は、自らの職務全般についての整理を行うための資料を作成し、職務を再認識していることを確認した。</li> <li>・保安上重要であり、核燃料安全委員会において審議を必要とする案件について、「核燃料安全委員会基準」において判断基準を明確化するなど、審査に係るプロセスに関する必要な改善を行っていることを確認した。</li> <li>・社長の確認の下、所長、核燃料取扱主任者、担当部長等が保安規定の認識不</li> </ul>	<p>済</p> <p>済</p> <p>確認中</p>
--	--	--	--	------------------------------

		該規定を遵守できなかったことに対し、原因を究明し、改善が必要な事項を明らかにするとともに、再発防止を図ること。	足により当該規定を遵守できなかったことについて、根本原因分析等を行い、改善が必要な事項を明らかにするとともに、再発防止を図る方針であることを確認した。	
--	--	---	---	--